

鹿児島県手数料徴収条例の一部改定に係る対比表

手数料を徴収する 事 務	手 数 料 の 名 称	現 行 の 金 額	改定後の金額
(1)法第16条第1項 第2号イの規定 に基づく検定	検定手数料	イ 質量計 (ウ) おもり b 質量20kg以下のもの 90円	100円
		ウ 温度計 (ウ) 抵抗体温計 90円	130円
		カ アネロイド型圧力計 (ア) アネロイド型圧力計 最大圧力50MPa以下 90円	100円
(3)法第19条第1項 の規定に基づ く特定計量器 の定期検査	定期検査手数料	ア 非自動はかり (イ) 棒はかり又はばね式はかり 250円	300円
		(ウ) その他のもの a ひょう量100kg以下のもの 500円	600円
(4)法第75条第1項 の規定に基づ く車両等装置 用計量器の装 置検査	車両等装置用 計量器装置検 査手数料	710円	770円
(6)法第102条第1 項の規定に基づ く基準器検査	基準器検査手 数料	イ 質量基準器 (ア) 基準台手動はかり f ひょう量500kg超のもの (500kg増すごとに加算する金 額) 6,900円	7,100円
		(イ) 基準分銅 a 1級基準分銅 (b)表す質量が200g超のもの 7,900円	8,000円
		b 2級基準分銅 (a)表す質量が5kg以下のもの 640円	660円
		(b)表す質量が50kg以下のもの 790円	810円
		(c)表す質量が50kg超のもの 8,900円	9,200円
		c 3級基準分銅 (a)表す質量が5kg以下のもの 490円	510円
(b)表す質量が50kg以下のもの 660円	690円		

※平成31年4月1日から改正

鹿兒島県手数料徴収条例の一部改定に係る対比表

手数料を徴収する 事 務	手 数 料 の 名 称	現 行 の 金 額	改定後の金額
(6)法第102条第1 項の規定に基 づく基準器検 査	基準器検査手 数料	ウ 液体基準タンク (ア) 燃料油メーター用 全量0.25m <sup>3</sup> 以下 13,600円	13,900円
		(イ) 水道, 温水メーター, 積算熱 量計用 全量1m <sup>3</sup> 以下 34,000円	34,500円
(11)法第116条第1 項の規定に基 づく計量証明 検査	計量証明検査 手数料	ア 質量計 ※定期検査手数料の改定金額と 同一の金額  エ 濃度計 (ウ) ~ (ク) 4以上の表示機構があるものに あつては, 表示機構が3を超え て1増すごとに加算する金額 22,100円	23,800円

※平成31年4月1日から改正